

通学方法（交通手段）について

《注意事項》

- ◇交通事故には各自十分に注意し、一人ひとりが安全の確保や安全運転に努めてください。
また、各種交通用具を使用する際は、許可が必要となります。「車両通学許可願い」等を学生課に提出してください。
- ◇例年新学期当初は学内での事故が多発します。時間にゆとりをもって登校し、学内では目配り・気配りを充分にして最徐行運転を心掛けてください。
- ◇静岡県自転車条例で自転車保険加入義務化が施行されています。過去に、自転車通学中に歩行者と衝突し重傷を負わせた事故が発生しました。賠償責任保険未加入であったため、賠償金を全額支払うことになってしまいました。通学だけでなく日常で自転車を使用する者は、自転車保険の加入が必要です。

《通学許可申請・提出資料》

許可を受けようとする車両は、本人または家族名義でなくてはなりません。

◆**自動車** 〈駐車許可証が発行され、学内では提示が必要〉有効期限:在籍期間中

- ・車両通学許可願い
- ・任意保険 対人・対物保険 | 億円以上の加入が分かる保険証書のコピー
- ・免許証のコピー

◆**自動二輪車・原付** 有効期限:1年間(年度更新) 年度当初に申請が必要

- ・車両通学許可願い
- ・自賠責保険のコピー 〈任意保険に加入していることが望ましい〉
- ・免許証のコピー

◆**自転車** 有効期限:1年間(年度更新) 年度当初に申請が必要

- ・車両通学許可願い
- ・任意保険証〈賠償責任保険〉のコピー
- ・ヘルメット着用を推奨する（道路交通法の施行で努力義務となっている）

◆**スクールバス**

- ・乗車の際には、必ず学生証を提示してください。
- ・スクールバスの位置情報システムを導入しました。(時刻表と併用してください)



https://buscatch.jp/rt3/bus_map.php?id=tokohauh

注意:「車両通学許可願い」が未提出の場合は、通学中に事故等でケガをした場合に保険(学研災:全員加入済)の適用が受けられません。

